

お客さま 各位

道南うみ街信用金庫

**「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約に伴う  
普通預金規定等の改定について**

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約に伴いまして、2022年10月3日より「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」・「総合口座取引規定」・「貯蓄預金規定」を下記の通り改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

**1. 主な改定内容**

以下の条項を新設いたします。

◎「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」・「総合口座取引規定」・「貯蓄預金規定」

「未利用口座および未利用口座管理手数料」条項を新設

**未利用口座および未利用口座管理手数料**

(1) 未利用口座の範囲

最終異動日（当該普通預金利息の元本の組入れ、未利用管理手数料（以下「本手数料」といいます。）の引落しは除く）から2年以上一度もお預入れまたは払戻しがない口座を「未利用口座」として取扱います。

(2) 未利用口座管理手数料

①本手数料は、前記(1)の未利用口座が対象となります。

②未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。なお、この書面が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。発送後、3か月間ご利用（お預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の本手数料がかかります。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、本手数料の引落しができるものとします。また、お支払いいただいた本手数料はご返却いたしません。

③預金残高が本手数料の額に満たないときは、当金庫は預金者に通知することなく残高全額を本手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。

(3) その他手数料

①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

以上